

# 新型コロナウイルスに関するお知らせ

4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、埼玉県を含む7都府県に、緊急事態宣言が発出されました。感染の拡大を防止するためには、市民の皆さん一人ひとりのご協力が必要です。



## 感染症対策へのご協力をお願いします

引き続き「手洗い」や「咳エチケット」を心掛け、不要不急の外出はお控えください。

### ■感染しないために

#### 正しい手洗い

流水でよく手をぬらした後、石けんをつけてよくこすります。

手の甲、指先・爪の間、指の間、親指と手のひら、手首をしっかりと洗いましょう。



### ■他の人にうつさないために

#### 咳エチケット

咳・くしゃみが出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。

次のような咳エチケットを心掛けましょう。

- マスクを着用する
- ティッシュ・ハンカチで鼻と口を覆う
- とっさのときは手で押さえず、袖や上着の内側で覆う
- 周囲の人からなるべく離れる

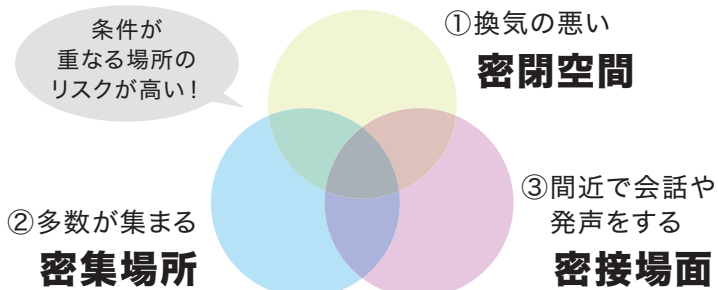


### ■感染拡大を防ぐために

#### 3つの密を避ける

不要不急の外出は控え、やむを得ず外出する場合は、3つの密を避けましょう。

また、政府や自治体からの情報に基づき、冷静に行動してください。



## 健康面で不安な方は一人で悩まずご相談ください

問合せ

各区保健センター 電話番号・ファクス番号は区版の5ページに記載しています。  
厚生労働省の電話相談窓口 ☎0120・565653(9時～21時)、FAX 03・3595・2756

感染が疑われる場合

帰国者・接触者相談センター  
8時30分～17時15分 保健所 疾病予防対策課 ☎840・2220、FAX 840・2230  
それ以外の時間 県民サポートセンター ☎0570・783・770、FAX 830・4808

健康面以外の相談については、3ページ又は23ページをご覧ください。

市報さいたま5月号に掲載しているイベント情報などは、新型コロナウイルスの影響により、変更となる場合があります。詳しくは、市ホームページ又は各問合せへ。

## 経済的な問題で生活にお困りの方

### 相談 生活自立・仕事相談センター

仕事が見つからない、離職等により家賃の支払いが困難な場合など、経済的な問題で生活にお困りの方のための相談窓口です。相談支援員が、ご本人が抱えている問題をお聞きし、解決の方法を一緒に考えて支援していきます。

相談受付時間 | 月～金曜日(祝・休日を除く) 9時～17時

問合せ | 各区福祉課 各区役所の代表電話番号・ファクス番号(総務課)は6ページに記載しています。



### 貸付 生活福祉資金貸付制度における特例貸付

休業等により収入が減少した世帯を対象に、貸付制度の特例措置を実施しています。

※事前に電話又はファクスでお問い合わせください。また、貸付の審査、決定には一定の期間を要します。なお、貸付できない場合もあります。

相談受付時間 | 月～金曜日(祝・休日を除く) 9時～16時 問合せ | 市社会福祉協議会各区事務所

西 ☎622・3333、FAX 622・1991 北 ☎653・1177、FAX 653・6006 大宮 ☎646・4441、FAX 646・4447  
見沼 ☎684・3322、FAX 684・2200 中央 ☎854・3724、FAX 854・3511 桜 ☎852・1611、FAX 852・1811  
浦和 ☎834・3131、FAX 833・3199 南 ☎838・1818、FAX 838・2700 緑 ☎874・0022、FAX 874・2900  
岩槻 ☎757・9291、FAX 756・3064



## 中小企業などの経営等にお困りの方

### 相談・貸付 経営・金融特別相談窓口

新型コロナウイルスに関する事業者向けの相談受付や金融支援を行っています。また、中小企業者の資金繰り支援のため、緊急特別資金融資やセーフティネット保障・危機関連保証認定申請を受け付けています。

相談受付時間 | 月～金曜日(祝・休日を除く) 8時30分～17時

問合せ | (公財)市産業創造財団 経営相談(事前予約制) ☎851・6652、FAX 851・6653  
金融相談 ☎851・6391、FAX 851・6392  
☎<https://sozo-saitama.or.jp/>



### 新型コロナウイルス感染拡大に便乗した 消費者トラブルにご注意ください

市内で不審電話などの消費者トラブルが発生しています。少しでもおかしいと感じたら早めにご相談ください。

**事例** 新型コロナウイルスの予防接種と言って、  
個人情報を聞き出す不審電話を受けたなど

消費生活相談電話 電話番号、相談受付時間などは、  
23ページをご覧ください。

問合せ | 消費生活総合センター  
☎643・2239、FAX 643・2247

### DV被害を受けたらご相談ください

家庭にいる時間が増えることで、DV被害などの増加が懸念されています。相談は通常どおり実施しています。

女性のDV電話相談 ☎762・3880

相談受付時間 | 月～金曜日(祝・休日を除く) 10時～17時

その他の相談については、23ページをご覧ください。

問合せ | 男女共同参画推進センター  
☎643・5816、FAX 643・5801

新型コロナウイルスに関する最新情報は、  
市ホームページをご覧ください。



詳しくは、危機管理課(☎829・1125、FAX 829・1936)へ。

4月15日時点の情報をもとに作成しています。